

2023年8月1日

お客さま各位

株式会社 北海道銀行

「投資信託取引約款・規定集」の改訂について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび北海道銀行では、犯罪による収益移転防止に関する法律などを踏まえ、「投資信託取引約款・規定集」を下記のとおり改訂いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 改訂日

2023年8月15日（火）

2. 改訂内容

(1) 投資信託受益権振替決済口座管理約款「届出事項の変更等」（第12条）の変更

(2) 同「契約申込および取引の制限」（第16条）の新設

※ 詳細は別紙をご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上

投資信託受益権振替決済口座管理約款

変更後（新）	変更前（旧）
第1条～第11条 省略	第1条～第11条 同文
第12条（届出事項の変更等）	第12条（届出事項の変更等）
1～3 省略	1～3 同文
4 <u>当行が届出のあった氏名・住所宛に発送した通知または送付書類が到達せずに当行に返戻された場合は、第1項による届出ならびに第2項による当行所定の手続きが完了するまでの間、取引を制限することがあります。</u>	
5 <u>前項によりお客様に生じた損害については、当行は責任を負いません。</u>	
第13条～第15条 省略	第13条～第15条 同文
第16条（契約申込および取引の制限）	
<u>次の各号のいずれかに該当する場合には、契約申込および取引の制限を行うことがあります。</u>	
1 <u>当行は、お客様の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答を頂けない場合には、振替決済口座の開設を受付しないことや、この約款に基づく振替決済口座の利用を制限することがあります。</u>	
2 <u>日本国籍を保有せず本邦に居住するお客様は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該お客様が当行に届け出た在留期間が超過した場合、この約款に基づく振替決済口座の利用を制限することができるものとします。</u>	
3 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もし</u>	

<p><u>くは経済制裁関連法令等への抵触の恐れがあると判断した場合には、この約款に基づく振替決済口座の利用を制限する場合があります。</u></p>	
<p><u>4 前項の定めるこの約款に基づく振替決済口座の利用制限について、お客様からの説明に基づき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触の恐れが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該振替決済口座の利用制限を解除します。</u></p>	
<p>第 <u>17</u> 条（解約等） 省略</p>	<p>第 16 条（解約等） 同文</p>
<p>第 <u>18</u> 条（解約時の取扱い） 省略</p>	<p>第 17 条（解約時の取扱い） 同文</p>
<p>第 <u>19</u> 条（緊急措置） 省略</p>	<p>第 18 条（緊急措置） 同文</p>
<p>第 <u>20</u> 条（免責事項） 省略</p>	<p>第 19 条（免責事項） 同文</p>
<p>第 <u>21</u> 条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意） 省略</p>	<p>第 20 条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意） 同文</p>
<p>第 <u>22</u> 条（この約款の変更） 省略</p>	<p>第 21 条（この約款の変更） 同文</p>
<p>附則 この約款は、<u>2023年8月15日</u>より適用されます。</p>	<p>附則 この約款は、<u>2019年6月14日</u>より適用されます。</p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>

※ 投資信託定時定額購入取扱規定・累積（自動けいぞく）投資約款・特定口座に係る上場株式等保管委託規定・特定口座に係る上場株式配当等受領委託に関する約款・非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款・未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款については変更はございません。